

インフルエンザの出席停止期間の変更について

今年度の4月1日より、学校保健安全法施行規則の改定にともない、インフルエンザによる出席停止期間が変更になりましたので、お知らせします。

新しい基準は…

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」。

※発症とは、「発熱」を目安とする。

※出席停止期間の発症は、「発熱」という現象が見られた日の翌日を第1日目として算定する。

※出席停止期間は、欠席にはならない。



基準変更の理由：従来の基準は、単に「解熱後2日を経過するまで」でした。しかし、解熱効果の高い抗インフルエンザ薬の出現により、熱が下がっても体内にはインフルエンザウイルスは残り、その状態での登校には、感染拡大の可能性があるため、上記のような新しい基準となりました。

よって、特別に医師による登校許可があった場合を除き、発症後、上記の基準を満たさずに登校された場合は、学校での集団感染防止のため、お子さまには帰宅していただきますので、ご了承ください。

インフルエンザ後の登校に際しては、次のような手順をとってください。

- ①発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過した場合は、病院を受診し、医師に登校が可能かどうかの判断をしてもらってください。
- ②医師から登校許可がおりた場合は、医師に「登校許可書」を書いてもらい、登校時に担任にお渡しください。
- ③②の登校許可書が有料の場合は、保護者の方が医師から登校許可日を聞きとり、担任にその旨をお伝えください。保護者による代筆が可能な学校所定の用紙をお渡しします。この用紙には、通院時の領収書のコピー、または、本人の名前が書かれてある薬の説明書のコピー等の添付が必要となります。ご不明な点は、保健室までお問い合わせください。 電話044-932-1211 (田仲)